

令和5年分 所得税の確定申告、市・県民税の申告 相談・受け付け

期間 2月16日(金)～3月15日(金)の平日9:00～15:00(番号札は8時から15時まで配布)

※2月25日の日曜日に限り、9時から12時まで受け付けます(番号札は8時から12時まで配布)

▶受付時間…受け付け状況によって、番号札に記載されている時間と異なる場合があります。

▶人数制限…人数は30分ごとに制限します。混雑状況によって、相談・受け付けを中止する場合があります。

場所 取手勤労青少年体育センター (取手庁舎裏体育館) ※駐車場には限りがあるため、公共交通機関のご利用をお願いします。

市の申告会場(公民館など) 図 所得税の確定申告…竜ヶ崎税務署☎66-1303、市・県民税の申告…市課税課☎内線1243

以下の日程で、令和5年分(令和5年1月1日から12月31日まで)の所得税の確定申告と、令和6年度(令和5年分)市・県民税の申告の相談・受け付けをします。
※令和6年1月1日現在、取手市に住民登録がない方や、必要書類が不足する場合は、受け付けができません。必要書類は3ページでご確認ください。

	日程	場所	受付時間
出張	1月 31(水)	福社会館(市民会館隣)	9:00～15:00
	2月 1(木)	井野公民館	
	2月 2(金)	とがしら戸頭公民館	◎申告期間前に所得税の還付申告と市・県民税申告を受け付けます。
	2月 6(火)	おもんま小文間公民館	
	2月 7(水)	高須公民館	
2月 8(木)・9(金) 13(火)・14(水)	藤代庁舎		
通常	2月 16日(金) 19(月)～22日(木)	取手勤労青少年体育センター (取手庁舎裏体育館)	9:00～15:00
	2月 25日(日)		9:00～12:00
	2月 26(月)～29(木)		
	3月 1(金) 4(月)～8(金) 11(月)～15(金)		9:00～15:00

※番号札は8時から配布します。



▶日曜日に開催する申告の相談・受け付けは2月25日の1回のみです。竜ヶ崎税務署の開設日に合わせ、日曜日に開催する申告の相談・受け付けは2月25日の1回のみとなります。ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

市の申告会場にお越しの方へ

- 37.5度以上の発熱がある方や体調が優れない方は来場を控えてください。
- 申告会場では換気を行います。暖かい服装でお越しください。

青色申告などは竜ヶ崎税務署でご相談ください

市の申告会場には税務署の職員がいません。以下の所得税の確定申告は竜ヶ崎税務署でご相談ください。

▶青色申告 ▶ 損失申告 ▶ 雑損控除の申告 ▶ 特定支出控除(給与所得)の申告 ▶ 外国税額控除 ▶ 譲渡所得の申告(土地建物・株式・ゴルフ会員権など) ▶ 山林所得の申告 ▶ 暗号資産(仮想通貨)取り引きに関する申告 ▶ 譲渡損失の繰越の申告 ▶ 住宅借入金等特別控除(初年度の方)の申告 ▶ 認定住宅新築等特別税額控除 ▶ 住宅耐震改修特別控除 ▶ 住宅特定改修特別税額控除(バリアフリー改修または省エネ改修) ▶ 準確定申告(5年中に亡くなられた方・申告までの6年中に亡くなられた方の申告) ▶ 消費税・贈与税・相続税の申告 ▶ 令和5年分以外の申告 ▶ 海外に扶養親族がいる方の申告 ▶ 配当所得の申告(ただし、少額配当で確定申告不要制度を選択した場合は、市・県民税申告が必要となるので市役所で受付します) ▶ その他、高度な判断を要する申告

所得税の確定申告

1 確定申告の必要がない方の例：次に該当する方は確定申告が不要です。

▶ 公的年金の収入金額が400万円以下で、その他の所得が20万円以下 ▶ 給与所得だけで年末調整が済んでいる ▶ 給与収入額が103万円以下 ▶ 所得合計額が48万円以下 など ※市・県民税の申告が必要な場合があります。

2 **1**に該当する方でも還付を受ける場合は確定申告ができます

令和5年中に、給与所得などから所得税を源泉徴収されていて、次に該当する方は、確定申告で所得税が還付される場合があります。

▶ 給与や公的年金などの源泉徴収票に記載されている内容のほかに、医療費控除や扶養控除などの各種所得控除を追加する ▶ 年の途中で退職し、その後就職しなかったため、年末調整を受けていない など

1月下旬に確定申告の申告用紙を配置・発送します

配置 竜ヶ崎税務署・市課税課・藤代総合窓口課

※取手支所・取手駅前窓口・戸頭窓口・各公民館などには配置しません。

発送 前年に確定申告をした方には、確定申告の申告用紙のお知らせの通知(はがきか封書)が竜ヶ崎税務署から発送される予定です。申告内容によっては発送されない方がいます。申告用紙の発送に関する詳細は、竜ヶ崎税務署(☎66-1303)にお問い合わせください。

◎市の会場で確定申告する場合は、国税庁が発行する「利用者識別番号」が必要です。すでに番号をお持ちの方(「確定申告のお知らせ」はがきなどに記載のある方)は、同じ番号を利用しますのでご持参ください。番号をお持ちでない方は、当日会場で職員が取得します。同意できない場合は、申告の受け付けはできません。

市・県民税の申告

市・県民税の申告が必要な方の例

▶ 所得控除などを追加する ▶ 所得がなく誰の扶養にも入っていない(遺族年金・障害年金・失業保険など非課税所得のみで、誰の扶養にも入っていない方も含む) ▶ 別世帯の誰かの扶養に入っている ▶ 勤務先から市に給与支払報告書の提出がない(別世帯の誰かの扶養に入っている方も含む)

※令和6年度市・県民税申告(令和5年分確定申告)から、上場株式等に係る配当所得等・譲渡所得等は、所得税と異なる課税方式を選択できなくなりました。

1月下旬に市・県民税の申告用紙を配置・発送します

配置 市課税課・藤代総合窓口課

※取手支所・取手駅前窓口・戸頭窓口・各公民館などには配置しません。

発送 前年に市・県民税の申告をした方には申告用紙を発送します。

▶パソコンで市・県民税の申告書を作成できます

所得税の確定申告の必要がなく、市・県民税の申告のみをする方は、市ホームページ(「申告書の作成」で検索)で、申告書の作成や税額の試算ができます。令和6年度(令和5年分)の入力は2月上旬から可能です。

提出方法 郵送：完成した申告書を印刷し、必要書類とともに〒302-8585寺田5139課税課市民税係宛

※システム上からのデータ送信や、所得税の確定申告書、収支内訳書、分離課税分(譲渡所得など)、4年度(3年分)以前の市・県民税の申告書の作成はできません。



◎会場混雑緩和のため、ご協力をお願いします…令和5年中に収入が無かった旨の申告書を提出する方は、ご自身で申告書を作成し市課税課へ郵送してください。